

県・市町名	制度・事業名	＜リンク用＞ HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
穴水町	穴水町定住促進奨励金	https://www.town.anamizu.lg.jp/kankou/teijyuusokushinnsyoureikinseido.html	新築 購入	定住を目的とした転入者及び50歳以下の町内在住者が新たに住宅を取得した場合の補助 定住促進奨励金 新築の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ・県産材50%以上の使用 20万円を加算 ※転入者のみ ・住宅取得時に土地購入 50万円を加算 ・住宅取得時に同居する義務教育修了前の子供1人当たり50万円を加算※転入者のみ 限度額：転入者200万円 50歳以下の町内在住者70万円 中古住宅の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ※転入者のみ 穴水町定住促進空き家改修費等補助金 ・住宅のリフォーム経費の2分の1 限度額：100万円 ※空家バンク登録等の条件あり	観光交流課 0768-52-3671
	穴水ニュータウン宅地無償分譲	https://www.town.anamizu.lg.jp/kankou/takuchimusyoubunnjyoutop.html	購入	町外から移住する概ね40歳以下の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う（H23年10月～） 町内に住所を有する転入後5年以内の方も対象 区画数 14区画 5区画拡張に伴い、R5年度に追加で侵入道路を整備する予定だったが、能登半島地震の影響により、R6年度に繰越	
	穴水町耐震改修工事費等補助金	https://www.town.anamizu.lg.jp/seibi/chiikiseibika.html	診断 改修	木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4 限度額9万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額150万円（定額）	地域整備課 0768-52-3680
	穴水町宅地復旧補助金		改修	令和6年能登半島地震による被災宅地の復旧に要する費用の補助 対象工事： ①のり面の工事 ②塀壁の復旧工事 ③地盤の復旧工事 ④地盤改良工事 ⑤住宅基礎の傾斜修復工事 補助額： 被災宅地の所有者等が対象工事の施工に要した額（以下、対象工事費）から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額とする ただし、対象工事費が1,200万円を超える場合の交付額は76万6千円を上限とする	
	穴水町危険ブロック塀撤去費補助金		撤去	道路に面する倒壊等の危険のあるブロック塀を撤去する費用の補助 補助金額 1㎡あたり4,000円 限度額10万円	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	https://www.town.anamizu.lg.jp/juuminfukushi/juuminfukushika.html	改修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	住民福祉課 0768-52-3650
	穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金	https://www.town.anamizu.lg.jp/kankyozanzen/seikatsukankyoukankyou.html	設置	町内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（町税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 補助金額は、システムの最大出力1kWあたり2万5千円（上限10万円）	環境安全課 0768-52-3770
	穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金	https://www.town.anamizu.lg.jp/kankyozanzen/seikatsukankyoukankyou.html	設置	生ごみ処理容器・処理機の購入に対する補助 ①コンポスト（2基まで）：購入金額の1/2（限度額4千円/基） ②生ごみ処理容器（2基まで）：購入金額の1/2（限度額1千円/基） ③ごみ処理機（1基まで）：購入金額の1/3（限度額2万円/基）	
	水洗便所等改造資金助成交付金制度 （利子補給）	http://www.town.anamizu.shikawa.jp/suido/gesuidoujyosei.html	改修	80万円まで利子全額補給	上下水道課 0768-52-3130
			改修	単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成	
				生活保護世帯 50万円以内を助成	
	水洗便所等改造資金助成交付金制度 （利子補給）	http://www.town.anamizu.shikawa.jp/suido/gesuidoujyosei.html	改修	非課税世帯 単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額） 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額）	上下水道課 0768-52-3130